

# 町県民税の特別徴収制度

税務課 課税係 ☎ 64-1106

## 従業員の町県民税には、特別徴収の実施を！

### 町県民税の特別徴収とは？

事業者（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に、町県民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員（給与所得者）に支払う給与から町県民税（町民税＋県民税）を徴収（天引き）し、納める制度です。

※地方税法第321条の4及び湯浅町税条例第45条の規定により、事業者は原則としてすべて特別徴収義務者として町県民税の特別徴収を行うこととされています。

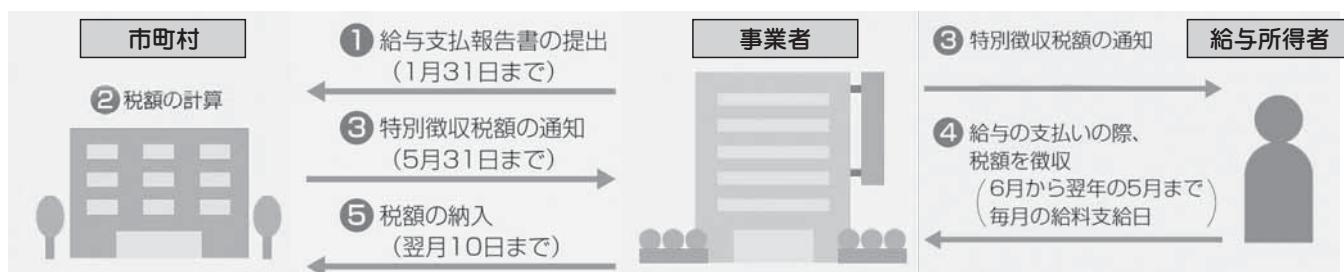
#### ◆事業者の皆様

「従業員（給与所得者）の所得税は給与から源泉徴収しているけれど、町県民税は徴収していない。」ということはありませんか？

#### ◆従業員の皆様

給与所得に係る町県民税は特別徴収されていますか？

#### ◆町県民税の特別徴収の方法による納税のしくみ



#### ○給与支払報告書の提出

毎年1月31日までに「給与支払報告書」を各市町村に提出してください。

なお、当該「給与支払報告書」は、地方税法第317条の7において、提出しなかった事業者または虚偽の記載をした事業者に対する罰則規定が設けられています。

#### ○特別徴収の事務

毎年5月に特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」を送付しますので、その税額を毎月給与から天引きし、翌月の10日までに、合計額を各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

**納期の特例について**……従業員が常時10名未満の事業者は、申請により年12回の納期を年2回とすることができます。

#### 平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました

個人の白色申告者のうち、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も対象となります）は、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要です。

#### 消費税課事業者の皆さんへ

平成26年4月1日から消費税（地方消費税を含む）の税率が8%に引き上げられました。

そのため、平成26年分の消費税及び地方消費税の確定申告書の作成に当たっては、帳簿等において、適用税率ごとに区分し、計算する必要があります。

平成26年4月1日以降に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

